自転車通学のきまり

- 1 自転車通学を申請できる人
 - (1) 七郷中学校から半径 1.5 kmの円を描いた外側の地区に住んでいる生徒
 - (2) 藤田地区、仙台東部道路以東の地区に住んでいる生徒(防犯上の理由)
 - (3) その他特別の理由により、校長が認めた場合
- 2 自転車通学を許可された場合の約束
 - (1)登録ステッカー(100円)を後方から確実に見える所(反射板の上)に付けること。
 - (2) ヘルメットを必ず着用すること。
 - (3) 自転車利用生徒が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入していること。
 - (4) 交通規則を守り、次の禁止事項は絶対にしないこと。
 - ・二人乗り ・並列進行 ・スピードの出し過ぎ ・急な左折右折 ・無灯火
 - ・右側進行 ・手放し片手運転 ・荷台でない所に荷物をのせる ・整備不良
 - ・傘さし運転 ・スマホいじりながら運転 ・イヤホンの着用
 - (5) 自転車は定められた場所に登録ステッカーが見えるように整頓して並べること。
- 3 自転車通学が取り消される場合
 - (1) 申請できない地区へ転居した場合
 - (2) 守るべきルールが守られない場合
- 4 その他

平成30年度まで認めていた「臨時自転車」制度については、周辺地域の交通量増加による自転車の交通事故防止の観点、仙台市の部活動方針により活動終了時刻が早くなるという観点から平成31年度より廃止しています。

担当

生徒指導主事 山根 裕吉 TEL: 022-288-5023